

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、その
日が休日である場合)

目次

◇告示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（タク）

保安林の指定予定（森林保全課）

◇公告 当せん金付証票の発売事務の受託銀行の募集（財政課）

砂利採取業務主任者試験の合格者（河川課）

◇調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課）

告示

鳥取県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県

當土地改良事業（県営ため池等整備事業下坂地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年八月十五日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県知事 西尾邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十九号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業根雨原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年八月十五日

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市横原字鰐谷一・二三三の一、二・二三三の二、二・二三五、二・二三八から二・二四二まで、岩美郡岩美町大字長谷字萩ヶ谷一〇四八の一から一〇四八の二〇まで、字厚平一〇四九の一から一〇四九の一一まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩ヶ谷一〇四八の一、一〇四八の一六、一〇四八の一九、一〇四八の二一〇、

字厚平一〇四九の一、一〇四九の二、一〇四九の四から一〇四九の六まで、一

〇四九の八から一〇四九の一まで

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字入道一〇五四の一〇、一〇五四の一、大字眞名字土城谷一三、一四、一七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道一〇五四の一・字土城谷一三・一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七二三、七二三の一、七二四の一、七二四の二、

七二五の二、七二六の一、一〇二三の一、大字下坂本字觀音寺谷一〇七六

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔1〕 木材の伐採の限度

次のとおりです。

(「次の図」及び「次の表」は、省略)、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産省森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備へ置いて縦覧に供する。)

公 告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第2項の規定により次のとおり公告するので、その発売等の事務の受託を希望する銀行は、

受託申請期限までに申請してください。

平成9年8月15日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

平成9年8月15日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

- 6 発売総額に対し20,760,000円
 受託銀行へ支払う手数料及びその他発売経費
 (1) 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対し4,243,680円
 (2) その他発売経費
 発売総額に対し6,882,589円

- 7 受託申請期限
 平成9年8月20日(水)

- 8 問合せ先
 総務部財政課(電話0857-26-7045)

平成9年7月31日に実施した平成9年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

川 谷 晴 美 野 嶋 晋 二
 寺 谷 常 広 寺 口 仁 志

- 1 名称
ジャパンエキスボ鳥取'97山陰・夢みなと博覧会記念宝くじ
- 2 発売額及び枚数
発売総額48,000,000円
枚数240,000枚
- 3 証票額
1枚200円
- 4 発売期間
平成9年8月26日(火)から同年9月28日(日)まで
- 5 当せん金の総額

平成9年8月15日 曜日 金

(5) 工期 平成9年10月から平成10年12月25日まで

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年8月15日

鳥取県知事 西尾邑次

1 工事の概要

- (1) 工事名 町道諸木鶴田線橋りょう整備工事 (萩名橋上部工)
- (2) 工事場所 西伯郡会見町萩名
- (3) 工事内容

本件工事は、町道諸木鶴田線の道路改良区間にかかる橋りょう上部工
($L=140.0\text{m}$, $W=11.25\text{m}$) を製作し、及び架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重： B活荷重

上部工型式： 5径間連続V脚ラーメン橋

橋長： $L=140.0\text{m}$ 支間長： $24.5\text{m}+30.0\text{m}+30.0\text{m}+30.0\text{m}+24.5\text{m}$ 幅員： 全体 $W=11.25\text{m}$ (内訳 車道= $3.00\text{m}\times 2$, 歩道= 3.5m)

平面線形： 一部クロソイド曲線から直線

架設工法： トランククレーン工法 (ベンチ工法)

橋面工： 鉄筋コンクリート床版 一式

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事業) の許可を受けていること。

- (3) 平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るもの占有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。

- (5) 平成9年8月15日 (金) から同年10月3日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 昭和62年度以降に、ラーメン橋 (道路橋に限る) 上部工事の橋製作から架設工事までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

- (7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

- ア 昭和62年度以降において、ラーメン橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。

- イ 主任技術者にあっては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

- ウ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成9年8月15日（金）から同月29日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（県庁本庁舎5階）

（2）技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

（3）技術資料その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。